

49	211,900	255,400	293,900	325,500		49	210,300	255,400	293,900	325,500
50	212,900	256,800	295,500	326,800		50	211,400	256,800	295,500	326,800
51	213,900	258,200	297,100	328,100		51	212,500	258,200	297,100	328,100
52	214,900	259,600	298,700	329,400		52	213,600	259,600	298,700	329,400
53	215,900	260,900	300,100	330,500		53	214,700	260,900	300,100	330,500
54	216,900	262,300	301,600	331,600		54	215,800	262,300	301,600	331,600
55	217,900	263,700	303,100	332,700		55	216,900	263,700	303,100	332,700
56	218,900	265,100	304,600	333,800		56	218,000	265,100	304,600	333,800
57	219,900	266,300	306,200	334,700		57	219,100	266,300	306,200	334,700
58	220,800	267,600	307,600	335,700		58	220,100	267,600	307,600	335,700
59	221,700	268,900	309,000	336,700		59	221,100	268,900	309,000	336,700
60	222,600	270,200	310,400	337,700		60	222,100	270,200	310,400	337,700
61	223,600	271,300	311,700	338,500		61	223,200	271,300	311,700	338,500
62	224,600	272,600	313,000	339,200		62	224,300	272,600	313,000	339,200
63	225,600	273,900	314,300	339,900		63	225,400	273,900	314,300	339,900
64	226,700	275,200	315,600	340,600		64	226,500	275,200	315,600	340,600
65	略	略	略	略		65	略	略	略	略
113						113				

四、 借老 問

暗

改正後

改正前

第二十一条 略

第二十一条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。

2

3

前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を計算した額に百分の七十五（特定幹部職員につては、百分の九十二・五）を乗じて得た額の総額

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員のうち再任用職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員のうち再任用職員以外の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を計算した額に百分の七十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十一・五）を乗じて得た額の総額

35

35 略

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第六十四号

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年佐賀県条例第十一号）の

一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十六条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「三万円」を「七万五千円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

別表第二中「三、五〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「一、四、三〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「一、七、三〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一、八、八〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「一、三、三〇〇円」を「一、三、三〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前において、この条

例による改正前の佐賀県心身障害者扶養共済制度条例（以下「旧条例」といいう。）第五条第二項の規定による加入の承認を受けている者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（以下「他団体共済制度」という。）に加入している者で施行日以後にこの条例による改正後の佐賀県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第四条第二項の規定による加入の承認を受けたもの（以下「既加入者等」という。）に対する新条例第八条第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 昭和五十五年四月一日以後に加入の承認（施行日の前日において他団体

共済制度に加入している者であつて施行日以後に新条例第四条第二項の規定による加入の承認を受けたものにあつては、当該他団体共済制度における加入の承認とする。以下この号において同じ。）を受けた者であつて当該加入の承認を受けた日の年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後に加入の承認を受けた者であつて当該加入の承認を受けた日の年齢が四十五歳未満であつたものについては、新条例第八条第一項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより」とあるのは「規則で定めるところにより」と、「別表第二」とあるのは「佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成十九年佐賀県条例第六十四号）附則別表第一」とする。

二 前号に掲げる者以外の者については、新条例第八条第一項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時の」とあるのは「規則で定めるところにより、昭和六十一年四月一日における」と、「別表第二」とあるのは「佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成十九年佐賀県条例第六十四号）附則別表第二」と、「二十年」とあるのは「二十五年」とする。

三 旧条例第七条第二項の規定による口数追加の承認を受けている者については、新条例第八条第二項中「口数追加の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより」とあるのは「規則で定めるところにより」と、「別表」とあるのは「佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成十九年佐賀県条例第六十四号）附則別表第一」とする。

4 既加入者等についての新条例第十六条の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「五万円」とあるのは「三万円」と、「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

第二項及び第三項中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、「十二万五千

円」とあるのは「七万五千円」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

5 新条例第十六条(附則第三項において読み替えて適用する場合を含む。)

又は第十六条の二(前項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に給付すべき事由が生じた弔慰金又は脱退一時金について適用し、同日前に給付すべき事由が生じた弔慰金又は脱退一時金については、なお従前の例による。

附則別表第一

加入時又は口数追加の加入時の年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十年以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一四、五〇〇円

附則別表第二

昭和六十一年四月一日現在における年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円
四十五歳以上の者	一〇、六〇〇円

参考資料
佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改	正	後
(弔慰金の給付)		

第十六条 略

2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 加入期間が五年未満のとき。 五万円

二 加入期間が五年以上二十年未満のとき。 十二万五千円

三 加入期間が二十年以上のとき。 二十万円

改	正	前
(弔慰金の給付)		

第十六条 略

2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 加入期間が五年未満のとき。 二万円

二 加入期間が五年以上二十年未満のとき。 五万円

三 加入期間が二十年以上のとき。 十万円

3 口数追加加入者(その扶養する心身障害者の死亡時において、第十九条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失つていない者を除く。)については、前項の額に次各号に掲げるその死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期間(以下この項において単に「口数追加期間」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。ただし、口数追加期間が一年に満たないときは、この限りでない。

一口数追加期間が五年未満のとき。
二 口数追加期間が五年以上二十年未満のとき。 五万円

3 口数追加加入者(その扶養する心身障害者の死亡時において、第十九条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失つていない者を除く。)については、前項の額に次各号に掲げるその死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期間(以下この項において単に「口数追加期間」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。ただし、口数追加期間が一年に満たないときは、この限りでない。

一口数追加期間が五年未満のとき。
二 口数追加期間が五年以上二十年未満のとき。 五万円

三 口数追加期間が二十年以上のとき。 二十万円

4 略

25万円

(脱退一時金の給付)

第十六条の二 略

2 脱退一時金の額は、前項第一号に掲げる場合には、次の各号に掲げる脱退の日まで継続する加入期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 加入期間が五年以上十年未満のとき。

七万五千円

二 加入期間が十年以上二十年未満のとき。

十二万五千円

三 加入期間が二十年以上のとき。

五万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、次の各号に掲げる脱退の日まで継続する口数追加期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加算する。

一 口数追加期間が五年以上十年未満のとき。

七万五千円

二 口数追加期間が十年以上二十年未満のとき。

十二万五千円

三 口数追加期間が二十年以上のとき。

二十五万円

4・5 略

(脱退一時金の給付)

第十六条の二 略

2 脱退一時金の額は、前項第一号に掲げる場合には、次の各号に掲げる脱退の日まで継続する加入期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 加入期間が五年以上十年未満のとき。

三万円

二 加入期間が十年以上二十年未満のとき。

五万円

三 加入期間が二十年以上のとき。

十万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、次の各号に掲げる脱退の日まで継続する口数追加期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加算する。

一 口数追加期間が五年以上十年未満のとき。

三万円

二 口数追加期間が十年以上二十年未満のとき。

五万円

三 口数追加期間が二十年以上のとき。

十万円

4・5 略

五十歳以上五十五歳未満の者	一八、八〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	二〇、七〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	二三、三〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	二三、三〇〇円

五十歳以上五十五歳未満の者	八、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	一〇、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一三、三〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一三、三〇〇円

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第六十五号

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例を公布する。

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を改正する。

第二条の表第十六号の二中「佐賀市」を「佐賀市 武雄市」に改める。

(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)

第二条 佐賀県屋外広告物条例（昭和三十九年佐賀県条例第四十三号）の一部

を次のように改正する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(事務処理の特例)

第二十二条の二 武雄市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項（各号列記以外の部分に
限る。）及び第二項、第七条第一項、

知事

武雄市長

別表第二（第八条関係） 掛 金 額 表	加入時又は口数追加の加入時の年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	三十五歳未満の者	九、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	三十五歳以上四十歳未満の者	一一、四〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	四十五歳以上五十歳未満の者	一四、三〇〇円
一七、三〇〇円	一七、三〇〇円	一七、三〇〇円

別表第二（第八条関係） 掛 金 額 表	加入時又は口数追加の加入時の年齢区分	掛金月額
三十五歳未満の者	三十五歳未満の者	三、五〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	三十五歳以上四十歳未満の者	四、五〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	四十五歳以上五十歳未満の者	六、〇〇〇円
七、四〇〇円	七、四〇〇円	七、四〇〇円

第八条第一項及び第二項、第八条の三、第十二条、第十三条、第十四条第三項、第十四条の二、第十五条並びに第十五条の二第二項

第十五条の二第二項
第十五条の二第三項、第十五条の六、第十五条の七第一項、第十七条の十七（第一項第一号に掲げる場合に限る。）並びに第二十三条第二項及び第三項第三号

佐賀県公報 に掲載する	武雄市役所の掲示板に掲示する
知事 武雄市長	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第一条の規定による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第二条の表第十六号の二の上欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和二十四年法律第二百八十九号）の規定により知事がした処分その他の行為（以下「处分等」という。）で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては武雄市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、武雄市長がした処分等とみなす。

3 第二条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第二十二条の二の規定により武雄市長が管理し、及び執行することとなる事務のうち、施行日前に知事がした処分等で、この条例の施行の際に効力を有するもの又は施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後における改正後の条例の規定の適用については、武雄市長がした処分等又は武雄市長に対してなされた申請その他の行

為とみなす。

参考資料

第一条（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
（市町等が処理する事務の範囲等） 第十二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	（市町等が処理する事務の範囲等） 第十二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。
事務 市町又は広域連合	事務 市町又は広域連合
一〇十六 略	一〇十六 略
十六の二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第二百八十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもののイホ略	十六の二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第二百八十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもののイホ略
十七の二十八 略	十七の二十八 略
第二十二条（佐賀県屋外広告物条例の一部改正）に係る新旧対照表	第二十二条（佐賀県屋外広告物条例の一部改正）に係る新旧対照表
改 正 後	改 正 前
事務 市町又は広域連合	事務 市町又は広域連合
一〇十六 略	一〇十六 略
十六の二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第二百八十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもののイホ略	十六の二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第二百八十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもののイホ略
十七の二十八 略	十七の二十八 略
第二十二条 略	第二十二条 略
（事務処理の特例）	（事務処理の特例）
第五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第八条第三項、第十四条の二、第十五条並び	第五条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第八条第三項、第十四条の二、第十五条並び
知事 武雄市長	知事 武雄市長

申購
込先
読料
一か年三一、二〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十二月十七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷

第十五条の二第二項 第三号	第十五条の二第三項、第十五 条の六、第十五条の七 第一項、第十七条の十七 （第一項第一号に掲げる 場合に限る。）並びに第 二十三条第二項及び第三項	知事	する 報に掲載 する	佐賀県公 武雄市役所 の掲示場に 掲示する
------------------	--	----	------------------	--------------------------------